



公益財団法人 公益法人協会 会員法人さま向け 2026年度 団体保険制度 募集のご案内

本パンフレットは、公益財団法人 公益法人協会の会員法人さま向けの「社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険」と「サイバー保険」の団体保険制度の内容について記載しています。

— 制度の特色 —

団体保険のメリットを活かし、ご加入しやすい保険料水準になっています！

団体保険のため、簡単なお手続きにてご加入いただけます！

社団法人・財団法人専用の充実した補償内容となっています！

保険期間

役員賠償責任保険／サイバー保険

2026年5月1日午後4時 ～ 2027年5月1日午後4時まで 1年間

お申込期日

2026年3月31日（火）までにお手続き

2026年4月10日（金）までにお振込みをお願いします。

ご加入手続方法

本パンフレットにはさみこみの「加入依頼書兼告知書」と必要書類をご提出下さい。
詳しくは33ページをご覧ください。

本制度は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行（2008年12月）以降、社団法人・財団法人の役員の皆さまの法律上の賠償責任が明確化されたことによるリスクに対応するため、当協会では2012年度に会員法人の皆さまを対象とした「社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険団体制度」を立ち上げ、多くの会員さまにご加入をいただいております。その後、役員賠償責任保険制度については、補償内容の拡充等による制度の充実を図り、現在にいたります。

また、2015年10月にはマイナンバー制度がスタートし、2016年度に当協会では「個人情報漏えい保険」をご用意しました。2022年度より情報漏えいリスクに加えて、サイバー攻撃等の損害にも備えられる「サイバー保険」をご用意しております。

Chapter 1

役員賠償責任保険（D&O保険）

| | |
|----------------------------|-----|
| 01：役員に求められるもの | p3 |
| 02：主な損害賠償請求の種類 | p3 |
| 03：役員賠償責任保険の必要性 | p4 |
| 04：公益法人協会 会員さま向け 団体保険制度の概要 | p5 |
| 05：補償内容（賠償） | p6 |
| 06：補償内容（特約） | p7 |
| 07：補償内容（雇用慣行賠償関連） | p8 |
| 08：保険金をお支払できない主な場合 | p9 |
| 09：特約のあらまし | p10 |
| 10：ご確認いただきたいこと | p17 |
| 11：ご加入にあたってのご注意 | p17 |
| 12：万一事故にあわれたら | p18 |

Chapter2

サイバー保険

| | |
|----------------------------|-----|
| 01：商品改定について | p21 |
| 02：近年のサイバーリスク | p23 |
| 03：想定事件事例 | p24 |
| 04：サイバー保険の特長 | p24 |
| 05：公益法人協会 会員さま向け 団体保険制度の概要 | p25 |
| 06：補償内容 | p26 |
| 07：緊急時サポート総合サービス | p27 |
| 08：SOMPOサイバーインシデントサポートデスク | p28 |
| 09：保険金の種類 | p29 |
| 10：保険金をお支払いできない主な場合 | p29 |
| 11：ご確認いただきたいこと | P30 |
| 12：ご加入にあたってのご注意 | P30 |
| 13：万一事故にあわれたら | p31 |

Chapter3

ご加入手続きについて

| | |
|--------------------|-----|
| 1 01：必要書類およびスケジュール | p33 |
|--------------------|-----|

Chapter1 役員賠償責任保険（D&O保険）

役員賠償責任保険（D&O保険）

01. 役員に求められるもの

法人が持続的に成長していくためには、役員は健全なリスクテイクを行う必要があります。
また、役員は適切に法人運営を行っていくために、法人や第三者に対して、あらゆる義務が課されます。

[参考] 役員が責任を負う義務

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 善管注意義務 | 役員として相当な程度の注意を尽くして業務遂行する義務 |
| 忠実義務 | 法令、定款、社員総会決議を遵守して法人のために忠実に業務を遂行する義務 |
| 競業禁止義務 | 役員が競業取引を行う場合には、事前に社員総会、理事会の承認を得る義務 |
| 利益相反取引回避義務 | 役員が利益相反取引を行う場合には、事前に社員総会、理事会の承認を得る義務 |
| 監視・監督義務 | 他の役員が法令・定款を遵守し、かつ適正になされていることを監視する義務 |

02. 主な損害賠償請求の種類



■ 社員代表訴訟とは、社員が法人の代わりに役員を責任を追及する訴訟です。訴額にかかわらず、訴訟提起をする際に必要な手数料（印紙額）は、一律1万3,000円と低額なことから、訴訟提起を行うハードルが低いというのが特徴です。

■ 役員は損害賠償責任は相続の対象です。役員が亡くなった後、大切なご家族に相続されてしまうリスクもあります。

| | |
|-----------|--|
| ①法人訴訟 | 社団法人・財団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し、法人に損害を与えた場合に、法人（監事）が損害賠償を求める訴えを提起するものです。 <ul style="list-style-type: none">● 一般社団・財団法人法第111条・198条（役員等の社団法人に対する責任・役員等の財団法人に対する責任）● 民法415条（債務不履行） |
| ①'社員の訴訟提起 | 理事へ損害賠償請求を行うように求めることができます。この場合、社団法人の社員の訴訟提起に基づく法人訴訟が起こされることになります。 |
| ②第三者訴訟 | 社団法人・財団法人の役員が第三者（取引先等）に損害を与えた場合に、損害賠償を求める訴えを提起するものです。 <ul style="list-style-type: none">● 一般社団・財団法人法第117条（悪意・重過失等に関する責任）● 民法709条（不法行為） |
| ③社員代表訴訟 | 社団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し、法人に損害を与えた場合に、社員が法人に代わって役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。 <ul style="list-style-type: none">● 一般社団・財団法人法第278条（社員代表訴訟） |

役員賠償責任保険（D&O保険）

03. 役員賠償責任保険の必要性

役員賠償責任保険とは、

役員個人の資産を守るための保険であり、役員が安心して法人運営を行っていくために必要なものです。

Point1 法律上の責任に対する備え

法人の損失に対する責任

役員の仕事怠慢によって法人に損失が発生した場合、法人に対する損害賠償責任を負うことがあります。

職員の損失に対する責任

ハラスメントや就業上の差別、不当解雇等によって従業員に精神的苦痛や損害を与えた場合、職員に対する損害賠償責任を負うことがあります。（※D&O保険では加害者本人の役員による行為は免責となっています。）
役員自身が加担していない場合でも、役員としての監督の過失を問われ、損害賠償責任を負うことがあります。

第三者に対する責任

法人役員の仕事怠慢や判断・業務執行の誤りによって提携先や取引先等の第三者に損害が発生した場合、損害賠償責任を負うことがあります。提携先や取引先以外にも、地域社会・消費者・金融機関、あらゆるステークホルダーから損害賠償請求を受けるリスクがあります。

Point2 法人運営リスクの多様化・複雑化

多様な損害発生シナリオ

自然災害、環境汚染などの従来の巨額損害リスクに加え、情報漏洩やシステム中断・ネットワーク中断等、新たな損失リスクが発生しています。

Point3 賠償責任額の高額化

訴訟の高額化

近年、訴訟に関する請求額は高額化しており、保険等の備えがないと大きな賠償リスクを背負う可能性があります。

役員個人が負担をする費用例



争訟費用（1訴訟・1名あたりの平均金額）

約**1,000**万円

（着手金 + 成功報酬）

*損保ジャパンのD&O保険の支払実績に基づき算出

争訟費用は結果的に勝訴しても役員個人の負担となります。
賠償責任が発生しない場合でも、
争訟費用は役員個人が負担する可能性があることは重要なポイントです。

訴えられるだけでも争訟費用は発生する可能性があります

Point4 任期満了後も役員を取り巻きリスク

役員退任後も在任中に犯した義務違反による責任は、一般的に10年間は続く可能性があります。

役員賠償責任保険（D&O保険）

04. 公益法人協会 会員さま向け 団体保険制度の概要

| 保険契約者 | 公益財団法人 公益法人協会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|------------|--------------|---------------|---------------|----------------|--|--|------------------|--|------------|--------------|---------------|---------------|----------------|--------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|------|--|-------|--|--|--|--|------------------|--|------------|--------------|---------------|---------------|----------------|--------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|
| ご加入者 | 公益法人協会の会員法人 （※1）退会された場合には、退会翌年度からは団体制度には加入できません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被保険者 | ご加入者の全ての役員 ⇒ 一般社団・財団法人法に規定される理事・監事および評議員・会計監査人 （※2）記名子法人がある場合はその子法人を含みます。 （※3）法人雇用慣行賠償責任担保特約条項を付帯した場合は、本特約の補償内容において法人も被保険者に含まれます。 （※4）遡及日以降に退任された役員、保険期間中に新たに選任された役員も被保険者に含まれます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払限度額 （期間中支払限度額） | 「5,000万円・1億円・3億円・5億円・10億円」の5パターンからご選択いただけます。 （※5）パターン以外の支払限度額をご希望される場合には別途、取扱の仲立人にお問い合わせください。 （※6）特約条項によっては、別途支払限度額が設定される場合があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 縮小てん補割合 | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免責金額 | 設定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用地域 | 日本国内（日本国内で提起された訴訟に限ります。） （※7）役員の原因行為自体が海外で行われていても、損害賠償請求が日本国内であれば本保険の対象となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遡及日 | ご加入初年度契約の保険始期の10年前の応当日以降に行った行為も対象となります。 法人雇用慣行賠償責任担保特約条項は、特約を付帯した日が遡及日となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 付帯される特約 | 10ページ以降をご参照ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保険料 | 直近の会計年度における資産合計（負債を含む正味資産合計）により保険料を算出します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">社団法人</th> <th colspan="5">総資産区分</th> </tr> <tr> <th>支払限度額 (保険期間中)</th> <th></th> <th>0円以上～3億円未満</th> <th>3億円以上～10億円未満</th> <th>10億円以上～20億円未満</th> <th>20億円以上～50億円未満</th> <th>50億円以上～100億円未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万</td> <td rowspan="5">総資産区分と支払限度額に応じて個別に保険料を算出のうえ、ご案内します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財団法人</th> <th colspan="5">総資産区分</th> </tr> <tr> <th>支払限度額 (保険期間中)</th> <th></th> <th>0円以上～3億円未満</th> <th>3億円以上～10億円未満</th> <th>10億円以上～20億円未満</th> <th>20億円以上～50億円未満</th> <th>50億円以上～100億円未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万</td> <td rowspan="5">総資産区分と支払限度額に応じて個別に保険料を算出のうえ、ご案内します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （※8）総資産が100億円超の場合も保険料の算出が可能です。 （※9）法人雇用慣行賠償責任担保特約条項の付帯をご希望のお客さまは、所定の告知書をご回答いただき保険料を算出いたします。 | 社団法人 | | 総資産区分 | | | | | 支払限度額 (保険期間中) | | 0円以上～3億円未満 | 3億円以上～10億円未満 | 10億円以上～20億円未満 | 20億円以上～50億円未満 | 50億円以上～100億円未満 | 5,000万 | 総資産区分と支払限度額に応じて個別に保険料を算出のうえ、ご案内します。 | | | | | | 1億円 | | | | | | 3億円 | | | | | | 5億円 | | | | | | 10億円 | | | | | | 財団法人 | | 総資産区分 | | | | | 支払限度額 (保険期間中) | | 0円以上～3億円未満 | 3億円以上～10億円未満 | 10億円以上～20億円未満 | 20億円以上～50億円未満 | 50億円以上～100億円未満 | 5,000万 | 総資産区分と支払限度額に応じて個別に保険料を算出のうえ、ご案内します。 | | | | | | 1億円 | | | | | | 3億円 | | | | | | 5億円 | | | | | | 10億円 | | | | | |
| 社団法人 | | 総資産区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払限度額 (保険期間中) | | 0円以上～3億円未満 | 3億円以上～10億円未満 | 10億円以上～20億円未満 | 20億円以上～50億円未満 | 50億円以上～100億円未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000万 | 総資産区分と支払限度額に応じて個別に保険料を算出のうえ、ご案内します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財団法人 | | 総資産区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払限度額 (保険期間中) | | 0円以上～3億円未満 | 3億円以上～10億円未満 | 10億円以上～20億円未満 | 20億円以上～50億円未満 | 50億円以上～100億円未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000万 | 総資産区分と支払限度額に応じて個別に保険料を算出のうえ、ご案内します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 本保険制度にご加入いただく場合、理事会での決議が必要となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

役員賠償責任保険（D&O保険）

05. 補償内容（賠償）

法人の役員の方々が、役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

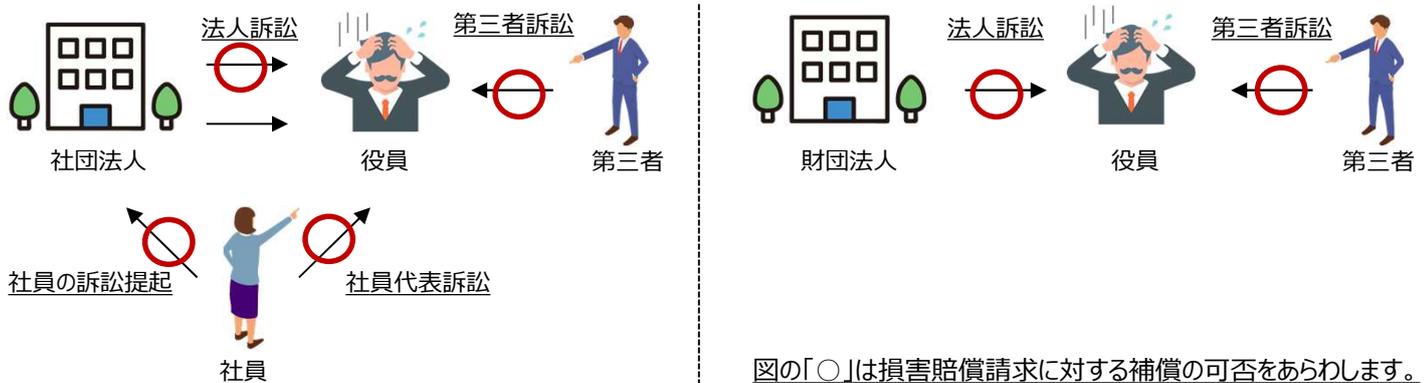
① 役員第三者に対する責任（社団法人・財団法人共通）

| | |
|-------|--|
| 第三者賠償 | 社団法人や財団法人の役員が第三者（取引先等）に損害を与えた場合に、第三者が民法第709条や一般社団・財団法人法第117条を根拠として損害賠償を求める訴えを提起するものです。 |
|-------|--|

② 役員法人に対する責任

| | |
|---------------------------|---|
| 社員代表訴訟 (社団のみ) | 社団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、社員が法人に代わって役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。 |
| 社員の提訴請求に基づく法人訴訟 (社団のみ) | 社団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、法人が役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。 |
| 法人訴訟 (社団・財団) | 役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、法人が役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。社団法人の場合、社員の提訴請求に基づかない法人訴訟等をさします。 ただし、保険の適用は「法人訴訟担保特約条項」及び普通保険約款の内容に従います。お支払いできない主な場合として、普通保険約款記載の「役員個人が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求」や「犯罪行為に起因する損害賠償請求」等が保険適用対象外となります。 |

■ 補償可否のイメージ



③ 保険金の種類

損害賠償金

法律上の損害賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金についてはお支払いの対象とはなりません。
例：判決金額、和解金 等

争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって、生じた費用（被保険者または法人の職員の報酬、賞与または給与等を除きます。）をいいます。
なお、争訟費用については、免責条項に該当するおそれが無い限り、紛争の解決に先だって支払うことができます。
例：訴訟費用、和解・調停費用、弁護士に支払う着手金・報奨金、これらに付随する調査費用等

役員賠償責任保険（D&O保険）

06. 補償内容（特約）

自動で付帯される特約

| | |
|------------------------|---|
| 公告費用担保特約条項 | 役員へ提訴請求がなされた場合に、法人が負担する責任軽減公告費用等の費用を担保します。 |
| 会社補償担保特約条項 | 役員へ損害賠償請求がなされた場合に、法人が法律に基づき役員個人に対して補償を行ったことにより発生した損害を補償します。 |
| 緊急費用に関する特約条項 | 被保険者が緊急性が高いと合理的に判断される状況において、支払った争訟費用等を補償します。 |
| 管理職従業員担保特約条項 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の重要な使用人を役員に含みます。 |
| 第三者委員会設置・活動費用担保特約条項 | 不祥事の発生または、おそれの場合に発生する第三者委員会設置・活動費用を担保します。 |
| 法人内調査費用担保特約条項 | 不祥事の発生または、おそれの場合に発生する法人内調査費用を担保します。 |
| てん補責任限度額の復元に関する特約条項 | 保険金額を消費した場合に、本特約を付帯することで未発生の保険のお支払い対象事由について保険金額の復元ができます。 |
| 延長通知期間に関する特約条項 | 保険契約が更新されず、かつ、この保険契約の保険期間の末日時点において代替契約等が締結されない場合に、90日間を限度に保険期間を延長します。 |
| 社外派遣役員担保特約条項 | 被保険者である役員に社外派遣役員を含みます。 |
| 保険責任の延長に関する特約条項（退任役員用） | 保険契約が更新されず、かつ、この保険契約の保険期間の末日時点において代替契約等が締結されない場合は、退任役員については、10年間を限度に保険責任を延長します。 |
| 身体障害および財物損壊担保特約条項 | 施設を所有、使用もしくは管理や業務遂行により発生した偶然な事故により他人の身体の障害や財物の損壊に対する損害賠償請求により、被保険者が被る損害を担保します。 |
| 被保険者間訴訟一部担保特約条項 | 普通保険約款で対象外となっている被保険者間の訴訟について、一部に限定して補償します。 |
| 会社費用担保特約条項（社団法人のみ） | 損保ジャパンの書面による同意を得て支出した「会社補助参加調査費用」などを補償します。 |
| 会計監査人担保特約条項 | 会計監査人を補償の対象に含みます。 |
| 雇用慣行賠償責任担保特約条項 | 役員が法人の役員としての業務等で日本国内で行ったパワーハラスメント等の不当行為による損害賠償請求により、役員個人が被る損害を補償します。 |

任意で付帯できる特約

| | |
|------------------|--|
| 法人雇用慣行賠償責任担保特約条項 | 法人に対する雇用関連に関する損害賠償請求により、法人が被る損害を補償します。 |
|------------------|--|

各特約の詳細は、10ページ以降をご参照ください。

役員賠償責任保険（D&O保険）

07. 補償内容（雇用慣行賠償関連）

- 規定などで規則や罰則を定めていたとしても、職員が他の職員に対して差別行為、ハラスメント行為を行う可能性は完全には排除できず、それらの行為が行われた場合には、役員や会社としての管理・監督責任を問われる可能性があります。
- 雇用慣行に関する損害賠償責任リスクは、マネジメントレベルで対策を行っていても防ぎきれない性質を持ちます。
- 仮に損害賠償請求を受けた場合、結果として責任を負わなかったとしても高額な訴訟費用の負担が発生する可能性があります。

雇用慣行賠償責任担保特約条項（自動セット）

被保険者（保険の補償を受ける者）：**役員**
想定される差別・ハラスメントなどの対象者：法人の使用人、就労希望者 など

保険金のお支払い対象事由

雇用上の差別

人種、宗教、年齢、性別、婚姻の有無、出産、妊娠、その他類似の要因による不利な、または差別した雇用行為 など

セクシャルハラスメント(※1)

一方的な性的接近、性的要求、性的行為が雇用条件の判断となること、正当な理由なく性自認について尋ねること。不快な労働環境を創出すること。など

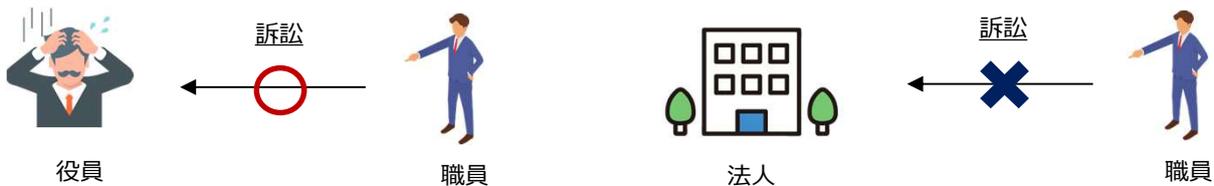
不当解雇

妥当性に欠ける解雇行為や、不当に退職を強要すること。
（ただし、不当な退職の強要については実際に退職した場合に限り。） など

パワーハラスメント(※1)

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、精神的苦痛を与えること、職場環境を悪化させること。など

(※1) ハラスメントを行った被保険者個人（＝加害者本人）に対する損害賠償請求はお支払いの対象外となります。



本特約では法人に対する雇用関連に関する損害賠償請求は補償の対象外となります。

法人雇用慣行賠償責任担保特約条項（任意セット）

被保険者（保険の補償を受ける者）：**法人**
想定される差別・ハラスメントなどの対象者：法人の使用人、就労希望者 など

保険金のお支払い対象事由

雇用上の差別

人種、宗教、年齢、性別、婚姻の有無、出産、妊娠、その他類似の要因による不利な、または差別した雇用行為 など

セクシャルハラスメント

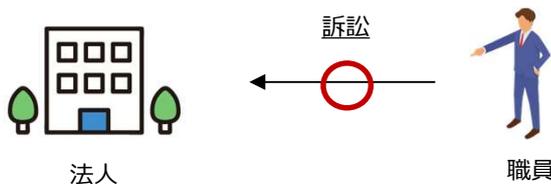
一方的な性的接近、性的要求、性的行為が雇用条件の判断となること、正当な理由なく性自認について尋ねること。不快な労働環境を創出すること。など

不当解雇

妥当性に欠ける解雇行為や、不当に退職を強要すること。
（ただし、不当な退職の強要については実際に退職した場合に限り。） など

パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、精神的苦痛を与えること、職場環境を悪化させること。など



「雇用慣行賠償責任担保特約条項」と「法人雇用慣行賠償責任担保特約条項」を付帯することで、役員および法人の雇用関連リスクをカバーすることができます。

08. 保険金をお支払できない主な場合

- 次に掲げる事由または行為に起因する一連の賠償請求に対しては、損保ジャパンは保険金をお支払いしません。（※1）
 - ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと（※2）
 - ・被保険者の犯罪行為（※3）
 - ・法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為（※2）
 - ・被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと（※2）
 - ・被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと（※2）
 - ・次の者に対する違法な利益の供与（※2）
 - ①政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等
（それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。）
 - ②利益を供与することが違法とされるその他の者
 - ・遡及日より前に行われた行為
 - ・初年度契約の保険期間の開始日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
 - ・この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ・この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為
 - ・直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染
など
- 次に掲げるものに対する損害賠償請求に対しては、損保ジャパンは保険金をお支払いしません。
 - ・身体の障害（疾病または死亡を含みます。）または精神的苦痛
 - ・財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）
 - ・口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害
 - ・記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名子会社が一般社団法人および一般財団法人に関する法律に定める子法人に該当していなかった間に行われた行為に起因する損害賠償請求
 - ・他の被保険者または法人もしくは法人の子法人からなされた損害賠償請求、ならびに、社員代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または法人もしくは法人の子法人が関与して、法人もしくは法人の子法人の議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求
 - ・法人の議決権総数につき、10パーセント以上を直接・間接を問わず所有する者からなされた損害賠償請求
 - ・直接・間接を問わず、知的所有権訴訟に起因する損害賠償請求
 - ・直接・間接を問わず、コンピュータ、集積回路およびそれらを内蔵する機器が日付データを認識できないこと等（いわゆる「2000年問題」）に起因する損害賠償請求
など
- 保険期間中に次の取引が行われた場合には、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては保険金をお支払いしません。
 - ①記名法人が第三者と合併すること、または記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
 - ②第三者が、記名法人の議決権総数の50パーセントを超える議決権を取得すること。
など

なお、上記は役員賠償責任保険普通保険約款で免責となっている主な場合であり、本制度の付帯特約によって、上記の免責が復活担保されるケースがございます。

- (※1) 一連の賠償請求とは、損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
- (※2) 各事由または行為が、実際に生じた、または行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行います。
- (※3) 犯罪行為とは、刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。

役員賠償責任保険（D&O保険）

09. 特約のあらまし

公告費用担保特約条項（自動付帯）

補償内容

役員が法人の役員としての業務につき行った行為に起因して、提訴請求がなされた場合に、法人が負担する公告費用をてん補します。公告費用とは以下の費用を指します。

- (1) 責任軽減公告費用
会社法第426条第1項の規定に従い、定款の定めに基づき取締役会が取締役の責任免除の決議を行った場合において、同条第3項から第7項の規定に従い、会社が責任軽減額の算定根拠等を株主に対し公告または通知する費用をいいます。なお、会社法以外の法令におけるこれらと同等の費用を含みます。
- (2) 訴訟告知受理公告費用
会社法第849条第5項から第11項の規定に基づき、同条第4項に規定する訴訟告知を受けたことを会社が株主に対して公告または通知する費用をいいます。なお、会社法以外の法令におけるこれらと同等の費用を含みます。
- (3) 不提訴理由通知書費用
次の①から④に掲げる費用をいいます。
 - ①会社法第847条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する責任追及等の訴えの提起をしない理由を会社が株主に対して通知する費用
 - ②会社法第847条の2第7項の規定に基づき、同条第1項に規定する責任追及等の訴えの提起をしない理由を会社が当該請求をした者に対して通知する費用
 - ③会社法第847条の3第8項の規定に基づき、同条第1項に規定する責任追及等の訴えの提起をしない理由を会社が当該請求をした者に対して通知する費用
 - ④その他の法律に基づく①から③に類似のもの

支払限度額/自己負担額

支払限度額：ご加入の主契約の限度額と同じ
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

主契約と同じ（役員賠償責任保険普通保険約款に準じます）

会社補償担保特約条項（自動付帯）

補償内容

役員が法人の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、法人が法律、契約、定款等に基づいて会社役員賠償責任保険普通保険約款およびその他の特約条項によっててん補すべき損害の補償を被保険者に対して行ったことによって生じる損失をてん補します。

支払限度額/自己負担額

支払限度額：ご加入の主契約の限度額と同じ
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

主契約と同じ（役員賠償責任保険普通保険約款に準じます）

緊急費用に関する特約条項（自動付帯）

補償内容

被保険者は、会社役員賠償責任保険普通保険約款第21条（争訟費用、法律上の損害賠償金）(3)の規定にかかわらず、緊急性が高いと合理的に判断される状況においては、損保ジャパンの事前の同意を得る前に、次の①から②に掲げる費用を支払うことができます。

- ①普通保険約款第1章（損保ジャパンのてん補責任）第2条（損害の範囲）②争訟費用
- ②法人内当社費用担保特約条項（公益法人協会用）に規定する法人内調査費用

※被保険者は上記の規定に基づき支払った費用について保険金の支払を請求する場合は、被保険者が負担すべき費用が確定してから30日以内に、普通保険約款第23条（保険金の請求）(2)に定める書類または証拠を提出しなければなりません。

支払限度額/自己負担額

支払限度額：保険期間中および延長期間中500万円を限度
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

主契約と同じ（役員賠償責任保険普通保険約款に準じます）

09. 特約のあらまし

管理職従業員担保特約条項（自動付帯）

補償内容

会社役員賠償責任保険普通保険約款第3条（用語の定義）②に規定する役員に、管理職従業員を含めるものとします。

損保ジャパンは、普通保険約款第6条（てん補しない損害—その2）⑦の規定は、管理職従業員から被保険者に対してなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるか否かを問わず、管理職従業員が関与して、記名法人もしくはその子法人の発行した有価証券を所有する有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求に起因する損害には適用しません。

●管理職従業員の定義

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の重要な使用人をいい、その他の法律に基づくこれに類似の者を含みます。

支払限度額/自己負担額

支払限度額：ご加入の主契約の限度額と同じ
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

主契約と同じ（役員賠償責任保険普通保険約款に準じます）

第三者委員会設置・活動費用担保特約条項（自動付帯）

補償内容

保険契約の保険期間中に会社において不祥事が発生した場合または発生したおそれがある場合に、第三者委員会設置・活動費用を負担することによって被る損害をてん補します。

●第三者委員会の定義

日本国内において、法人が設置する第三者委員会をいいます。ただし、次の①および②に掲げる条件のすべてに該当する場合にかぎります。

- ①第三者委員会が、日本弁護士連合会が策定する「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年7月15日策定）」に基づいて設置され、不祥事の疑いについて調査し、その結果をステークホルダーに対して開示することを目的としていること。
- ②第三者委員会の構成員が、過去または現在の従業員、評議員、理事、監事または会計監査人のいずれにも該当しないこと。

●第三者委員会設置・活動費用

法人が第三者委員会を設置し、その活動、調査または報酬のために支出した費用をいいます。

ただし、会社に次の①および②のいずれかに該当する事由が生じたことに起因する費用を除きます。

- ①破産手続き、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申し立てがあったことまたは精算手続きに入ったこと
- ②手形交換所において取引停止処分がなされたこと

支払限度額/自己負担額

支払限度額：一連の事故（1事故）および保険期間中5,000万円限度
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

損保ジャパンは、次の①から⑤に掲げる事由に起因する損害についてはてん補しません。なお、①から⑤の中で記載されている事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて事故が発生した場合にも、本条の規定は適用されます。

- ①遡及日より前に行われた行為に起因する一連の事故
- ②遡及日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実から起因する一連の事故
- ③遡及日において、事故が発生することを被保険者が知っていた場合（注1）のその一連の事故
- ④遡及日より前に発生していた対象事由のなかで疑われていた、もしくは申し立てられていた行為に起因する一連の事故
- ⑤次の事由に起因する事故 など
 - ア. 身体の障害（注2）または精神的苦痛
 - イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（注3）
 - ウ. 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

（注1）被保険者が知っていた場合・知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

（注2）身体の障害・疾病または死亡を含みます。

（注3）財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

- （1）損保ジャパンは、保険期間中に次の①または②に定める取引が行われた場合は、取引の発効日の後に行われた行為に起因する対象事由により、法人が被る損害についてはてん補しません。
 - ①記名法人が第三者と合併することまたは記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
 - ②第三者が、記名法人を子会社とすること。

- （2）保険契約者または被保険者が、（1）に規定する取引が行われた事実を遅滞なく損保ジャパンに対して書面により通知し、損保ジャパンが（1）の規定を適用しないことを書面により承認した場合は、（1）の規定は適用されません。

など

役員賠償責任保険（D&O保険）

09. 特約のあらまし

身体障害および財物損壊担保特約条項（自動付帯）

補償内容

法人が施設を所有、使用もしくは管理することによって、または業務の遂行によって生じた偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を補償します。

- ※ 当該損害の原因となる行為を行った当事者である役員に対する損害賠償請求は対象となりません。
- ※ 被保険者は主契約である会社役員賠償責任保険同様に社団法人・財団法人の役員となります。（下図もあわせて参照下さい。）
- ※ 同一危険を補償する他の保険契約がある場合にはその保険契約が本保険契約に優先して適用されます。

| | 法人への賠償請求 | | 役員への賠償請求 | |
|--------------------------------------|----------|------|----------|------|
| | 損害賠償金 | 争訟費用 | 損害賠償金 | 争訟費用 |
| 使用人から (いわゆる労災使用者賠リスク) | × | × | ○ | ○ |
| 使用人以外の第三者 (業務遂行に起因する身体障害・財物損壊リスク) | × | × | ○ | ○ |

●ご注意いただきたいこと

本特約の被保険者は役員賠償責任保険同様に社団法人・財団法人の役員となりますが、被保険者である役員個人が行った行為に対する、役員個人に対する損害賠償請求は対象となりません。

| 事例 | 補償可否 |
|---|------|
| 役員が誤って他人をケガをさせてしまい、被害者より役員個人に対する損害賠償請求を受けた。 | × |
| 長時間労働への対策を怠り従業員が過労死をした。その結果、従業員の遺族から理事長が損害賠償請求を受けた。 | ○ |
| 従業員が業務に起因して第三者にケガをさせてしまい、被害者より法人に対する損害賠償請求を受けた。 | × |
| 従業員が業務に起因して第三者にケガをさせてしまい、被害者より理事長や担当役員に対して損害賠償請求を受けた。 | ○ |

など

支払限度額/自己負担額

支払限度額：一連の事故（1事故）および保険期間中1,000万円限度
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ④ 排水または排気によって生じた賠償責任
- ⑤ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

など

被保険者間訴訟一部担保特約条項（自動付帯）

補償内容

役員賠償責任保険普通保険約款で対象外となっている被保険者間の訴訟について、一部に限定して補償するものです。

損保ジャパンはこの特約の規定により、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第6条（てん補しない損害－その2）⑦の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ⑦ 他^アの被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求および社員代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求。
ただし、他^イの被保険者からなされた次のアまたはイに掲げる事由に基づく損害賠償請求については、この規定は適用しません。
 - ア. 他^アの被保険者の解任に基づく損害賠償請求
 - イ. 本保険証券により保険金を支払う別の損害賠償請求に起因する分担または補償の損害賠償請求

支払限度額/自己負担額

支払限度額：ご加入の主契約の限度額に同じ
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

主契約に同じ（役員賠償責任保険普通保険約款に準じます）

想定事例

- ① 役員間の責任分担に関する訴訟について役員が争訟費用を負担することによって損害を被った。
- ② 法人の代表理事である被保険者Aは理事会の合意をもって、被保険者Bの重大な任務懈怠があったとして解任。被保険者Bが、自分だけが解任するのは不当であるとして、被保険者Aならびに理事全員の解任を求め訴訟を起こした。その場合に発生する被保険者Aおよび理事全員に発生する訴訟費用を負担することによって損害を被った。

09. 特約のあらまし

会社費用担保特約条項（自動付帯／社団法人のみ）

補償内容

法人が以下の（1）から（5）に掲げる費用を支出したことにより、法人が被る損害を補償します。ただし、損保ジャパンの書面による同意を得て支出したものにすぎません。

- (1) 会社初期対応費用
提訴請求がなされるおそれのある状況が発生した場合に、会社がその状況に対応するために支出した弁護士費用その他社会通年上妥当な費用であって、損保ジャパンが必要かつ有益であると認めるものをいいます。ただし、提訴請求がなされた日以降に支出した費用は含みません。
- (2) 提訴請求対応費用
提訴請求がなされた場合に、会社が提訴請求に対応するために支出した弁護士費用その他社会通年上妥当な費用であって、損保ジャパンが必要かつ有益であると認めるものをいいます。ただし、次のいずれかの日以降に支出した費用を含みません。
 - ①会社法の規定に基づき、会社が役員への責任追及の訴えを提起しない理由を社員に通知した日。
 - ②提訴請求に基づき会社が役員に対して責任追及等の訴えを提起した日。
- (3) 危機管理コンサルティング費用
提訴請求がなされた場合または社員代表訴訟が提起された場合に、その影響を最小化するための対策につき、会社がコンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために支出した費用であって、損保ジャパンが必要かつ有益であると認めるものをいいます。ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用にかぎります。また、通常支出している人件費、弁護士顧問料等は含みません。
- (4) 危機管理対策実施費用
コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、会社が対策を講じるための費用をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用にかぎります。
 - ①損害賠償請求の原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、広告の費用
 - ②社員等の利害関係者に対して書面を送付する郵送費用
 - ③①および②のほか、損保ジャパンの同意を得て支出した費用
- (5) 会社補助参加調査費用
会社が補助参加すべきか否かについて調査を行うために支出した費用をいいます。

支払限度額/自己負担額

支払限度額：ご加入の主契約の限度額と同じ
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

- ①各監査役または各監査委員の同意を得ないで行われた補助参加による損害。
- ②この保険契約に、会社訴訟一部担保特約条項がセットされている場合であって、提訴請求によらずに法人が役員への責任追及の訴えを提起したときは、損保ジャパンは、会社初期対応費用については補償しません。 など

想定事例

- ①法人に対して、役員への責任追及を行う旨の文書が匿名で郵送された。法人として役員に事実確認等を行うべく初期対応として弁護士を委任して調査を行うこととするために、法人が弁護士に着手金を支払った。
- ②調査の結果、社員からの提訴請求に基づき法人として役員を提訴することとなり、弁護士の着手金などを支払った。
※上記のような「法人」が負担した費用を対象とする特約です。

役員賠償責任保険（D&O保険）

09. 特約のあらまし

会計監査人担保特約条項（自動付帯）

補償内容

会社役員賠償責任保険普通保険約款に規定する「役員」に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）で定める会計監査人を含めるものとします。同一危険を補償する他の保険契約がある場合には、その保険契約が本保険契約に優先して適用されます。

支払限度額/自己負担額

支払限度額：ご加入の主契約の限度額に同じ
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

主契約に同じとなりますが、本保険では、「専門職業危険不担保特約条項（社団法人・財団法人用）」が自動セットされるため、会計監査人の本業における専門的業務の遂行に過誤、謝絶または遅延があったとの申し立てに基づき、被保険者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。専門的職業については下表をご参照ください。 など

| 業種 | 業務内容 |
|----------|--|
| 金融機関 | ブローカー、ディーラー、ファイナンシャル・アドバイザー、投資アドバイザー、銀行、不動産シンジケート、保険仲立人、信託または金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言もしくは投資運用業としての各業務 |
| 不動産業 | 不動産ブローカー、不動産仲介業、不動産シンジケート、投資アドバイザーまたは土地開発業者としての各業務 |
| 保険業 | 次の①から③に掲げるものを言います。 ①保険契約（注）の締結 ②保険契約（注）に関する保険金の支払 ③保険契約（注）に関する損害調査または義務の履行 （注）保険、再保険、ボンドまたは損害賠償契約（年金、寄付、養老年金契約、自家保険プログラム、プールその他の類似のプログラムのリスク・マネジメント等をいいます）をいいます。 |
| 建設業 | 設計、意匠もしくはデザインの立案、決定またはそれに係る明細書もしくは仕様書の作成、これらの実現に向けての準備、プロジェクトの実現可能性に関する意見の表明、見積もり、予想、推論等の正確さに関すること、建設もしくは組立に対する指示もしくは監督またはこれらの事項に対して被保険者が行った指示もしくは助言 |
| 不動産投資信託業 | 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項に定める「投資法人資産運用業」 |
| 情報通信事業 | 情報処理サービス、保守サービス、ネットワークサービス、ソフトウェア開発、情報技術者派遣、販売サービス、ネット関連サービス、その他情報サービス |
| 保険医療 | 次の①から④に掲げるものをいいます。 ①医療行為 ②あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等 ③法令により医師、歯科医師、獣医師、または薬剤師に限り認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ④美容または整形 |
| その他の業務 | 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為 |

想定事例

役員全員を対象とした提訴請求がなされたが、その中に会計監査人（公認会計士または監査法人）が含まれていることが判明した。提訴請求を受けたため、会計監査人は弁護士委任を行い着手金の支払いを行った。また、その後、勝訴したが弁護士報酬が発生した。
※役員の実行責任の訴えを受けた際に、一連の役員全員に加えて会計監査人も合わせて訴えを起こされた場合に、会計監査人の防御費用（弁護士着手金、弁護士報酬等）もお支払いの対象となります。

その他

ご加入時に会計監査人を設置していない場合でも、保険期間中に会計監査人を選任されるケースに備えて本特約が自動付帯されます。

役員賠償責任保険（D&O保険）

09. 特約のあらまし

雇用慣行賠償責任担保特約条項（自動付帯）

補償内容

被保険者が法人の役員としての業務または会社の業務につき日本国内で行った次の①から④に掲げる不当行為により、保険期間中に被保険者に対して日本国内においてなされた損害賠償請求により、被保険者が被る損害を補償します。ただし、補償するのは精神的苦痛および身体の障害に対する損害賠償請求により、被保険者が被る損害にかぎります。

- ① 配置、昇進等の差別 ② 不当解雇 ③ セクシャル・ハラスメント ④ パワーハラスメント

※当該行為を行った当事者である役員に対する損害賠償請求は対象となりません。

※被保険者は主契約である会社役員賠償責任保険同様に社団法人・財団法人の役員となります。

●ご注意いただきたいこと

本特約の被保険者は役員賠償責任保険同様に法人の役員となりますが、被保険者である役員個人が行った行為に対する、役員個人に対する損害賠償請求は対象となりません。

×（補償の対象とならない）：役員個人によるセクシャル・ハラスメント行為により、その被害者から役員個人に対する損害賠償請求がなされた。

○（補償の対象となる）：同僚や被害従業員の上司によるセクシャル・ハラスメント行為により、その被害者から理事長や担当役員に対して損害賠償請求がなされた。

支払限度額/自己負担額

支払限度額：一連の事故（1事故）および保険期間中1,000万円限度

自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

- ①労働争議、労働交渉、もしくは団体交渉その他争議行為により発生する事業所、工場等の閉鎖、職場放棄、抗議行動、ストライキまたはこれらに類似の行為に伴いなされた記名法人の雇用行為に起因する損害賠償請求
 - ②法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
 - ③被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
 - ④記名法人の事業の縮小、倒産、破産、会社更生法に基づく更生手続もしくはこれらに類する倒産手続または他の事業者との合併、吸収および買収に伴いなされた記名法人の雇用行為に起因する損害賠償請求
 - ⑤セクシャル・ハラスメントおよびパワーハラスメントに起因して被保険者に損害賠償請求がなされた場合において、セクシャル・ハラスメントおよびパワーハラスメントに該当すると思われる行動または発言を行った被保険者個人に対する損害賠償請求
 - ⑥記名法人の犯罪行為または違法行為について、記名法人の使用人または就労希望者が記名法人に不利な証言、告発または発言等を行ったことによりなされた記名法人の雇用行為に起因する損害賠償請求
 - ⑦記名法人の使用人の主たる職務遂行の場所が保険適用地域外であった場合において、その使用人によりなされた損害賠償請求
ただし、使用人の所属する部署が保険適用地域内に存在し、保険適用地域外において海外駐在員業務等の職務遂行を行っている場合を除きます。
 - ⑧就労希望者に対する記名法人の採用行為が主として保険対象地域外で行われた場合において、その就労希望者によりなされた損害賠償請求
 - ⑨加入者証記載の遡及日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ⑩加入者証記載の遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
 - ⑪遡及日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ⑫遡及日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ⑬労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）またはこれに類似の法律もしくは法令により記名法人が負担する賠償責任に起因してなされた損害賠償請求
- など

想定事例

- ①従業員が不当な配置転換や昇進等の差別を受け、人事担当役員に対して損害賠償請求を起こした。
- ②従業員が不当解雇を受け、人事担当役員に対して損害賠償請求を起こした。
- ③従業員が職場で上司や同僚からのセクシャル・ハラスメントを受け、役員に再三にわたり職場環境の改善を申し立てていたが、改善されなかったため、役員に対して管理監督責任があるとして損害賠償請求を起こした。

法人雇用慣行賠償責任担保特約条項（任意付帯）

補償内容

法人の業務につき日本国内で行った次の①から④に掲げる不当行為により、保険期間中に被保険者に対して日本国内においてなされた損害賠償請求により、被保険者が被る損害を補償します。ただし、補償するのは精神的苦痛および身体の障害に対する損害賠償請求により、被保険者が被る損害にかぎります。

- ① 配置、昇進等の差別 ② 不当解雇 ③ セクシャル・ハラスメント ④ パワーハラスメント

●被保険者は法人となります。

●遡及日は本特約の加入日となります。（※10年前までの遡及設定はされません。）

支払限度額/自己負担額

支払限度額：一連の事故（1事故）および保険期間中1,000万円限度
自己負担額：なし

保険金をお支払いできない主な場合

「雇用慣行賠償責任担保特約条項」な主な場合と同様です。

役員賠償責任保険（D&O保険）

10. ご確認いただきたいこと

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、保険仲立人または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる総資産等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください（本保険ではご加入法人様が被保険者である役員様を代表して記名捺印をいただきます）。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）についてこの保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフの対象となりません。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 本保険は保険料確定方式のご契約となりますので、保険料をお客さまの最近の会計年度における総資産等により算出します。保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の総資産等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- ご契約を解約される場合には、保険仲立人または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。保険仲立人または 損保ジャパンまでお問い合わせください。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

11. ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>
加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、保険仲立人または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ保険仲立人または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく保険仲立人または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、保険仲立人または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

12. 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 上記（1）について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|-----------------------------|--|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など |
| ② | 事故日時、事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況説明書、お詫び文書、お詫び広告、訴状 など |
| ③ | 損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる資料 | お詫び文書、お詫び広告等の対応費用の額等がわかる請求書、訴状、判決書（写）、示談書 など |
| ④ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書 など |
| ⑤ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書、判決書（写）、調停証書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など |

（注）損害賠償請求の内容または損害の額に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
 【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
 {ナビダイヤル} 03-4332-5241（全国共通）
 おかけ間違いにご注意ください。
 受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）
 ご不明点等がある場合には、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 ※本ご契約のご契約者は公益財団法人公益法人協会となり、被保険者は各ご加入法人さまとなっております。
 ご加入法人さまにおかれましては本パンフレットの記載内容をご確認ください。

【お問い合わせ先】

保険仲立人：MSTリスクコンサルティング株式会社

〒163-1508

東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー8階

TEL.03-3340-3271 担当：守田

受付時間：平日 午前9時～午後5時

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 金融法人第二部 営業第一課

〒103-8255

東京都中央区日本橋2-2-10 損保ジャパン日本橋ビル4F

TEL03-3231-3642

受付時間：平日 午前9時～午後5時

Chapter2 サイバー保険

サイバー保険

01. 商品改定について

商品改定の背景

お客さまのニーズや昨今のサイバーリスクの傾向を踏まえて、補償内容および保険料率について改定を実施します。

補償内容に関する改定

サイバー攻撃緊急初動費用の新設

概要

外部からの通報（※1）以外でサイバー攻撃が疑われる突発的な事象を発見した場合に、保険の補償を受けられる方（被保険者）からの客観的な通知（※2）により、サイバー攻撃有無の確認のための調査費用などを補償する「サイバー攻撃緊急初動費用」を新設します。

- （※1） 公的機関からの通報または被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告をいいます。
- （※2） サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を保険期間中に認識したことを客観的に示す情報等の通知をいいます。

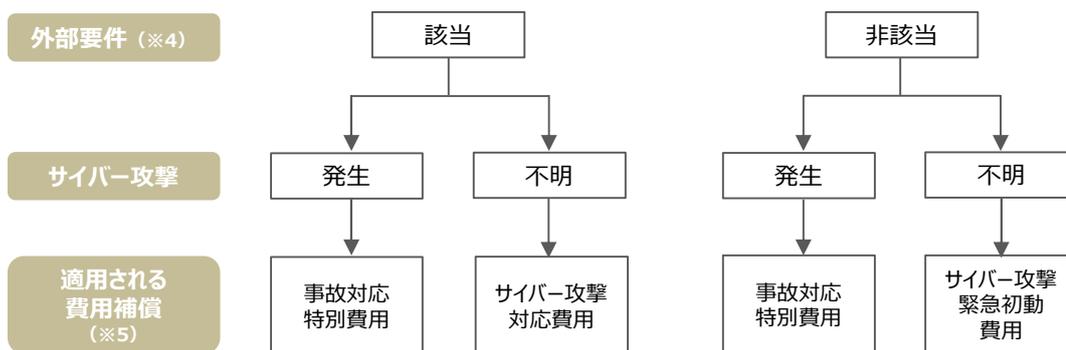
補償内容

緊急初動日（※3）の翌日から30日以内に生じた下記の費用を補償します。

| 項目 | 内容 | |
|---------|--|------------------------------|
| 対象となる費用 | 調査費用 | サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用 |
| | 遮断対応費用 | 被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用 |
| 縮小てん補割合 | 90% または 加入者証に記載された縮小てん補割合のいずれか小さい割合 (縮小てん補割合とは、免責金額を超える損害額のうち保険金をお支払いする割合です。) | |
| 免責金額 | 加入者証に記載された免責金額 | |
| 支払限度額 | 1事故：1,000万円または加入者証に記載された1事故保険金額のいずれか低い額 期間中：1,000万円または加入者証に記載された総保険金額のいずれか低い額 | |

（※3） サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日をいいます。

「サイバー攻撃」について補償される費用の整理



- （※4） 外部要件とは下記をいいます。
 - ・公的機関からの通報
 - ・被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告
- （※5） それぞれの費用については、パンフレットp26もあわせてご確認ください。

その他補償内容の変更・明確化の改定

| 改定項目 | 概要 |
|-----------------------|--|
| ビジネスメール詐欺における詐欺金の補償可否 | 事故対応特別費用において、ビジネスメール詐欺によって詐欺された預貯金およびそれ起因する支払相手への債務にかかる費用は補償の対象外となることを明確化します。 ※ただし、ビジネスメール詐欺に巻き込まれた際の事故対応費用は補償の対象となります。 |

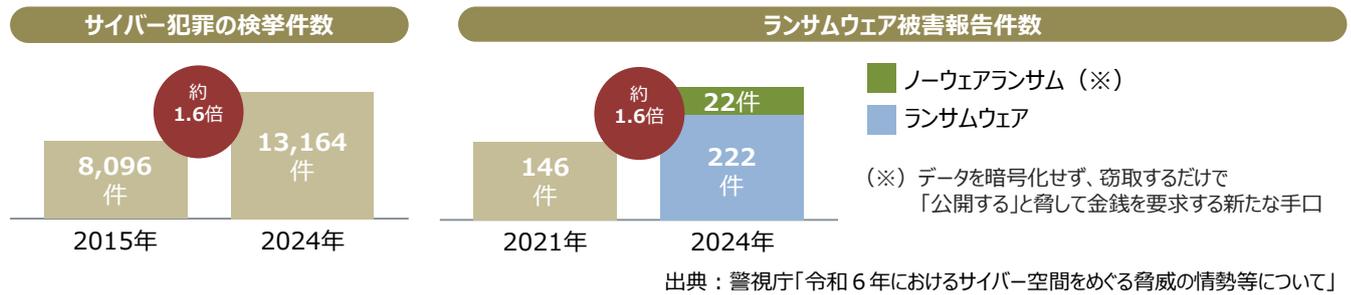
01. 商品改定について

保険料に関する改定

業種ごとの保険料水準の見直し

保険料の見直しの背景

- DXの加速やクラウドサービスの拡大、そしてテレワークなど働き方改革の推進に伴い、企業がサイバー攻撃の標的になる危険性は高まっています。
- IoT機器を標的とするサイバー攻撃も著しく活発化しており、情報社会の進展に伴うサイバー攻撃の件数は増加の一途をたどっています。
- サイバー攻撃の種類も、ランサムウェアに代表される手口の悪質化、サプライチェーンを狙う巧妙化、AIなどの新技術の悪用といった多角的な進化が見られます。



保険料改定の内容

共済事業、保証事業、貸付などの金融事業（社団・財団問わない）の保険料の見直しを実施します。学術振興、調査研究、施設維持管理など金融事業に該当しない場合は、保険料の変更はありません。

共済事業、保証事業、貸付などの金融事業（社団・財団問わない）／サイバー保険 保険料表

| 総支払限度額 (保険期間中) | | 経常収益 | | | | | | | |
|-------------------|---------|----------|----------|-------------|----------|--------------|----------|---------------|------------|
| | | ～1億円未満 | | 1億円以上～5億円未満 | | 5億円以上～10億円未満 | | 10億円以上～30億円未満 | |
| | | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 |
| 5,000万円 | 500万円 | 36,000円 | 44,400円 | 70,940円 | 87,490円 | 90,890円 | 112,100円 | 144,100円 | 177,720円 |
| | 5,000万円 | 81,400円 | 100,390円 | 195,370円 | 240,960円 | 289,800円 | 357,420円 | 431,440円 | 532,110円 |
| 1億円 | 1,000万円 | 38,810円 | 47,870円 | 103,500円 | 127,650円 | 132,610円 | 163,550円 | 210,240円 | 259,300円 |
| | 1億円 | 105,910円 | 130,620円 | 254,180円 | 313,490円 | 377,030円 | 465,000円 | 561,310円 | 692,280円 |
| 3億円 | 3,000万円 | 54,950円 | 67,770円 | 146,530円 | 180,720円 | 187,740円 | 231,550円 | 297,640円 | 367,090円 |
| | 3億円 | 164,290円 | 202,620円 | 394,300円 | 486,300円 | 584,880円 | 721,350円 | 870,740円 | 1,073,910円 |

学術振興、調査研究、施設維持管理など 金融事業に該当しない事業（社団・財団問わない）／サイバー保険 保険料表

| 総支払限度額 (保険期間中) | | 経常収益 | | | |
|-------------------|---------|---------|-------------|--------------|---------------|
| | | ～1億円未満 | 1億円以上～5億円未満 | 5億円以上～10億円未満 | 10億円以上～30億円未満 |
| 5,000万円 | 500万円 | 36,000円 | 45,100円 | 57,790円 | 91,620円 |
| | 5,000万円 | 40,700円 | 97,680円 | 144,900円 | 215,720円 |
| 1億円 | 1,000万円 | 36,900円 | 65,810円 | 84,320円 | 133,670円 |
| | 1億円 | 52,950円 | 127,090円 | 188,520円 | 280,660円 |
| 3億円 | 3,000万円 | 45,000円 | 93,170円 | 119,370円 | 189,240円 |
| | 3億円 | 82,150円 | 197,150円 | 292,440円 | 435,370円 |

※2025年度募集でご案内している保険料表と変更ありません。

02. 近年のサイバーリスク

近時のサイバー攻撃の手口として「標的型攻撃」「ランサムウェア」「ビジネスメール詐欺」などの手法が上位を占めています。これらの攻撃は情報の窃取や直接的な金銭要求など、金銭目的の攻撃であり、あらゆる法人が標的となるリスクがあります。

情報セキュリティ10大脅威

| 2023年順位 | 内容 | 2022年順位 |
|---------|---------------------------|---------|
| 1位 | ランサムウェアによる被害 | →1位 |
| 2位 | サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃の高まり | ↑3位 |
| 3位 | 標的型攻撃による被害 | ↓2位 |
| 4位 | 内部不正による情報漏えい | ↑5位 |
| 5位 | テレワークなどのニューノーマルな働き方を狙った攻撃 | ↓4位 |
| 6位 | 修正プログラムの公開前を狙う攻撃（ゼロデイ攻撃） | ↑7位 |
| 7位 | ビジネスメール詐欺による金銭被害 | ↑8位 |
| 8位 | 脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加 | ↓6位 |
| 9位 | 不注意による情報漏えい | ↑10位 |
| 10位 | 犯罪のビジネス化（アンダーグラウンドサービス） | NEW！ |

出典：独立行政法人情報処理推進機構『技術本部セキュリティセンター 情報セキュリティ10大脅威2023』

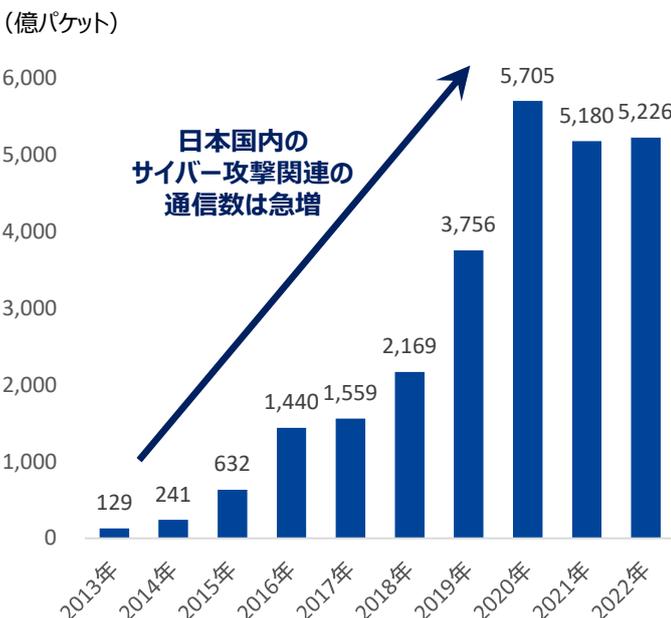
近時のサイバー攻撃の目的・手法

- サイバー攻撃の目的は従来型の「嫌がらせ」や「いたづら」を目的としたものから、「金銭目的」へとシフトしていると言われています。
- 攻撃手法も高度化しており、「ウイルス対策ソフトでは検知できない」「組織内のメールに偽装する」などの手法が横行し、より目立たない手法で、悪質な攻撃を仕掛けるものが主流となっています。
- サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃が増えており、企業における情報セキュリティ対策の重要性はより高まっています。

サイバー攻撃による被害動向

- 近年のDXなどの推進に伴い、日系企業がサイバー攻撃の標的になる危険性は高まっています。
- 近年では、IoT機器を標的とするサイバー攻撃も著しく活発化しており、情報社会の進展に伴うサイバー攻撃の件数は増加傾向です。また、社会の情報システム依存度の高まりに比例するように、被害件数は急激に増加しています。

サイバー攻撃関連の通信数の推移（年間件数）



出典：情報通信研究機構『NICTER観測レポート2022』

警察のセンサーに対する不正アクセス件数（1日あたり件数）



出典：警察庁『令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』

サイバー保険

03. 想定事故事例

本事例は実際に発生した事故をもとに損保ジャパンにて想定被害額を算出したものです。

(※) 想定被害額は、一定の仮定に基づいて計算しているものです。実際のお支払保険金は契約の条件によって異なります。

事例①

| | |
|-------------|--|
| 事故概要 | 従業員150名規模の食品製造業者で、役員のパソコンがウイルス感染し、保存されていた過去のメールが発信され、自社や取引先の情報が漏えいした。 |
| 原因 | ウイルスソフトを導入していたものの、定義ファイルの更新作業が漏れており、ウイルスの一種であるマルウェアを検知できなかった。 |
| 想定される損害と保険金 | 損害調査費用（誤発信メール送付履歴調査等）…………… 700万円 復旧費用（被害端末の再設定費用）…………… 300万円 合計：約 1,000万円 |

事例②

| | |
|-------------|---|
| 事故概要 | 売上高約5億円の教育支援業者が、教育コンテンツ配信用クラウドサービスに不正アクセスを受け、100万人規模のID・パスワードと、数千人の個人情報流出した。 |
| 原因 | サイバー攻撃への対策は行っていたものの、それを上回る高度な技術での攻撃により被害が発生したものの。 |
| 想定される損害と保険金 | 個人情報漏えいについての賠償金…………… 2,000万円 個人情報漏えいについての見舞金…………… 5億円 調査費用…………… 1,000万円 ネットワーク復旧費用…………… 100万円 コールセンター設置費用…………… 1,000万円 合計：約 5億4,000万円 |

04. サイバー保険の特長

- サイバーリスクに起因する事故によって生じる賠償責任・事故発生時の各種対応費用を包括して補償が可能です。
- ご契約に自動付帯されるサービスを通じて緊急時における総合的なサポートを得ることができます。

賠償責任・事故発生時の各種対応費用を包括的に補償

サイバーリスクに起因する事故が発生した場合における「賠償責任」「事故対応に要する諸費用」を総合的に補償する保険です。

事故の初動から再発防止までに要する費用をトータルで補償

サイバーリスクに起因する事故が発生した場合における「初動対応→原因調査→被害抑制→事態収拾→再発防止」までの対応に要する費用をトータルで補償します。

事故発生のおそれに対応する費用も補償

サイバー攻撃のおそれが発生した場合において、これらの発生の有無を調査するために要した費用も補償します。（外部からの通報などによりサイバー攻撃のおそれが発見された場合に限りです）

緊急時の対応サポートを自動セットのサービスでご提供

当社のサイバー保険には、情報漏えいや不正アクセスなどのサイバーセキュリティ事故の発生に伴う各種の緊急対応を総合的にサポートするサービスが自動でセットされています。

サイバー保険

05. 公益法人協会 会員さま向け 団体保険制度の概要

| | | | | | | |
|--|--|---------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 保険契約者 | 公益財団法人 公益法人協会 | | | | | |
| ご加入者 | 公益法人協会の会員法人 (※1) 退会された場合には、退会翌年度からは団体制度には加入できません。 | | | | | |
| 記名被保険者 | ご加入法人およびご加入法人の使用人等 (※2) (※2) 役員、使用人および労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者へ派遣された労働者をいい、その地位にあった者を含みます。 | | | | | |
| 支払限度額 (期間中限度額) | 6パターンからご選択いただけます。 | | | | | |
| | 賠償 (保険金額) | 5,000万円 | | 1億円 | | 3億円 |
| | 費用 (保険金額) | 500万円 | 5,000万円 | 1,000万円 | 1億円 | 3,000万円 3億円 |
| | プラン | プラン① | プラン② | プラン③ | プラン④ | プラン⑤ プラン⑥ |
| 縮小てん補割合 | 100% (縮小てん補割合とは、免責金額を超える損害額のうち保険金をお支払いする割合です。) | | | | | |
| 自己負担額 | 設定なし | | | | | |
| 適用地域 | 全世界 | | | | | |
| 遡及日 | 設定なし | | | | | |
| セット特約 | 業務過誤賠償責任保険普通保険約款、サイバー保険特約条項、戦争等不担保追加条項 など | | | | | |
| 保険料 | 直近の会計年度における経常収益合計により保険料を算出します。 | | | | | |
| | ◆ 共済事業、保証事業、貸付などの金融事業 (社団・財団問わない) | | | | | |
| | 総支払限度額 (保険期間中) | | 経常収益 | | | |
| | 賠償 | 費用 | ～1億円未満 | 1億円以上～ 5億円未満 | 5億円以上～ 10億円未満 | 10億円以上～ 30億円未満 |
| | 5,000万円 | 500万円 | 44,400円 | 87,490円 | 112,100円 | 177,720円 |
| | | 5,000万円 | 100,390円 | 240,960円 | 357,420円 | 532,110円 |
| | 1億円 | 1,000万円 | 47,870円 | 127,650円 | 163,550円 | 259,300円 |
| | | 1億円 | 130,620円 | 313,490円 | 465,000円 | 692,280円 |
| | 3億円 | 3,000万円 | 67,770円 | 180,720円 | 231,550円 | 367,090円 |
| | | 3億円 | 202,620円 | 486,300円 | 721,350円 | 1,073,910円 |
| ◆ 学術振興、調査研究、施設維持管理など 上記事業に該当しない事業 (社団・財団問わない) | | | | | | |
| 総支払限度額 (保険期間中) | | 経常収益 | | | | |
| 賠償 | 費用 | ～1億円未満 | 1億円以上～ 5億円未満 | 5億円以上～ 10億円未満 | 10億円以上～ 30億円未満 | |
| 5,000万円 | 500万円 | 36,000円 | 45,100円 | 57,790円 | 91,620円 | |
| | 5,000万円 | 40,700円 | 97,680円 | 144,900円 | 215,720円 | |
| 1億円 | 1,000万円 | 36,900円 | 65,810円 | 84,320円 | 133,670円 | |
| | 1億円 | 52,950円 | 127,090円 | 188,520円 | 280,660円 | |
| 3億円 | 3,000万円 | 45,000円 | 93,170円 | 119,370円 | 189,240円 | |
| | 3億円 | 82,150円 | 197,150円 | 292,440円 | 435,370円 | |
| (※3) 本業に付随する助成金事業等は金融事業に該当しません。 ご不明な点は保険仲立人までご照会ください。 | | | | | | |
| その他 | 告知内容、事業内容等によってはご加入いただけない場合や、別途個別の告知書等をご提出いただくことがあります。 | | | | | |

06. 補償内容

サイバー保険の構成

サイバー保険では、以下のそれぞれの事由に対して発生する損害を包括して補償します。
サイバーセキュリティ事故による事故はボーダーレスのため、全世界で発生した事故や損害賠償請求が補償対象です。

賠償責任

下表記載の対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償



事故発生時の各種対応費用

下表記載の対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償



| 対象事由 | 概要 |
|-----------------|---|
| ① 情報漏えい・おそれ | 法人（被保険者）の業務における情報漏えいおよびそのおそれ |
| ② デジタルコンテンツ不当事由 | デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など |
| ③ サイバー攻撃 | 法人（被保険者）のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など |
| ④ ITユーザー業務 | 上記①～③以外の法人（被保険者）の業務の一環としてのシステムの所有、使用または管理に起因する偶然な事由 |

各種対応費用の詳細

事故対応特別費用

原因調査から事態収拾まで、サイバー事故の対応にあたり必要となる諸費用を幅広く補償します。

【対応例】

- 調査：事故原因調査・影響調査
- 事態収拾：マスコミ対応・コールセンター設置
- 復旧：データ復旧・情報機器復旧
- 再発防止：コンサルティング

サイバー攻撃対応費用

サイバー攻撃またはそのおそれに起因して法人（被保険者）が支出した諸費用を補償します。

【対応例】

- サイバー攻撃発生の有無の確認のための外部委託費用
- ネットワークの遮断のための外部委託費用
- 弁護士などの外部の専門家への相談費用

情報漏えい対応費用

情報漏えいまたはそのおそれに起因して法人（被保険者）が支出した諸費用を補償します。

【対応例】

- 上記の事故対応特別費用
- 被害者への見舞金・見舞品
- 情報漏えいのモニタリング

法令等対応費用

情報漏えいまたはサイバー攻撃によって、公的機関から調査が行われた場合に、法人（被保険者）が支出した諸費用を補償します。

【対応例】

- 弁護士・コンサルタントなどの専門家への相談費用
- 報告書などの文書作成費用、公的機関への報告にかかる費用
- 証拠収集費用・翻訳費用

サイバー攻撃緊急初動費用

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象に対応するための諸費用を補償します。（※）

【対応例】

- 調査費用
- 遮断対応費用

（※）保険金のお支払いの要件として、被保険者によるサイバー攻撃が疑われる突発的な事象を保険期間中に認識したことを客観的に示す情報等の通知が必要となります。

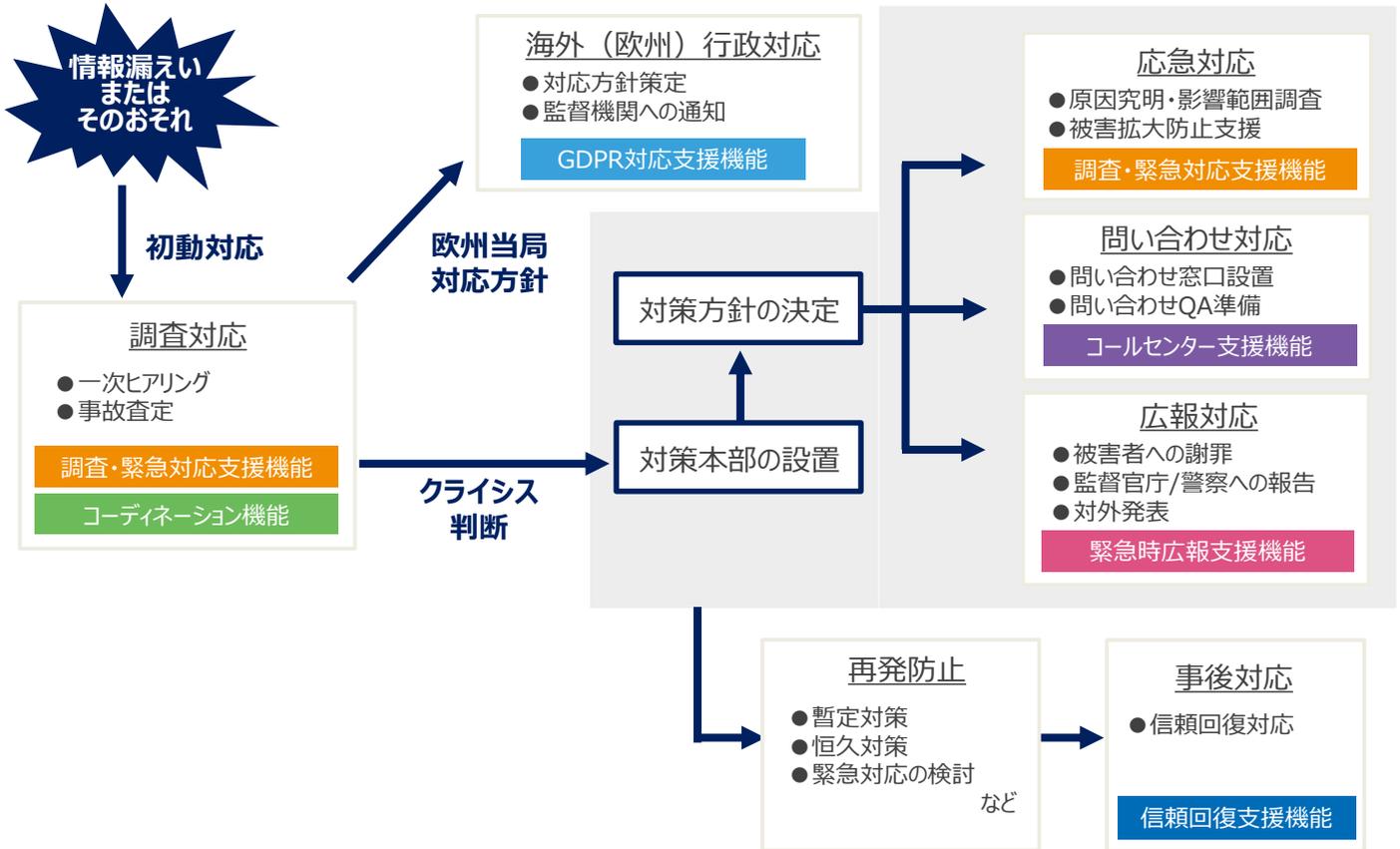
（※）支払限度額は、下記のとおりです。

1 事故：1,000万円または加入者証に記載された1 事故保険金額のいずれか低い額
期間中：1,000万円または加入者証に記載された総保険金額のいずれか低い額

07. 緊急時サポート総合サービス

- 情報漏えいやネットワーク中断が発生した場合、早期対応による被害の拡散防止が急務となります。
- 損保ジャパンのサイバー保険では、提携事業者との連携により、SOMPOLリスクマネジメントが**必要なサポートをコーディネート、緊急時におけるお客さまの被害拡散防止・早期復旧のための支援を実施します。**

緊急時サポート総合サービスの仕組み



緊急時の各種サポート機能

サイバー保険にご加入のお客さまからのご用命によりSOMPOLリスクマネジメントが必要な機能をご提供します。また、これらの支援に要する費用は、損保ジャパンがサイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。

| | | |
|--|--|--|
| 調査・緊急対応支援機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 事故判定 ● 原因究明・影響範囲調査支援 ● 被害拡大防止アドバイス など | 緊急時広報支援機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 記者会見実施支援 ● 報道発表資料のチェックや助言 ● 新聞社告支援 など | コールセンター支援機能 <ul style="list-style-type: none"> ● SNS炎上対応支援 (公式アカウント対応サポート) ● WEBモニタリング・緊急通知 |
| 信頼回復支援機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 再発防止策の実施状況について証明書を発行 ● 格付機関として結果公表を支援 など | GDPR対応支援機能 <ul style="list-style-type: none"> ● GDPR対応に要する対応方針決定支援 ● 監督機関への通知対応支援 ● 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介 など | コーディネーション機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 必要となる各種サポート機能の調整 ● 法令対応等について協力弁護士事務所を紹介 など |

サイバー保険の緊急時対応機能

- 情報漏えい、ネットワークの中断、データ・プログラムの損壊による事故発生の場合、事故の早期発見・早期対処が極めて重要であり、対応の遅れは被害の拡大を招きます。
- 事故発生時には「**緊急時サポート総合サービス**」を活用することで、弊社を通じて必要な業者を手配することが可能です。お客さまの有事における負担の軽減を図ることができます。

08. SOMPOサイバーインシデントサポートデスク

- サイバー攻撃や情報漏えいなどの事故が発生した際に、初動対応から恒久対策までワンストップでお客様をご支援します。
※初動対応（判断やアドバイス）は無償でご利用いただけます。その他、事故の対処に必要なサービス（デジタルフォレンジック、データリカバリー等）のご提案、再発防止の為にコンサルティング等を含む恒久対策は有償となります。

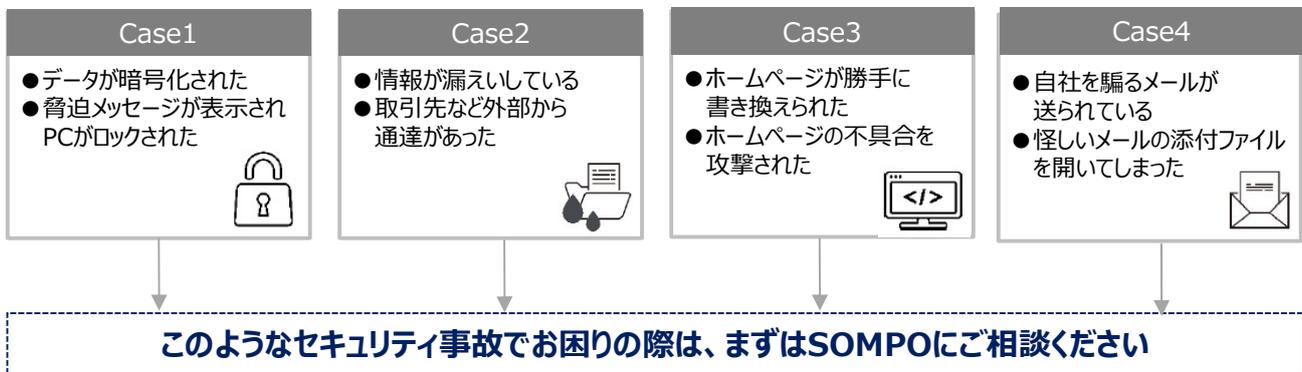
ご連絡先

0120 - 318 - 258

24時間365日受付（年中無休）

※サービスの提供者は、SOMPOグループのSOMPOリスクマネジメント株式会社となります。

サイバー攻撃や情報漏えいなどの事故の例



サイバーインシデントサポートデスクの特長

| | | |
|--|---|---|
| <h4>サイバー保険未加入者も利用可能</h4> <p>損保ジャパンのご契約者さまであれば、サイバー保険に加入していなくてもご利用いただけます。</p> | <h4>経験豊富な担当者がフロント支援</h4> <p>インシデント対応専門チームがフロントに立ってお客様をご支援します。</p> | <h4>最適な専門会社のサービスをご提案</h4> <p>事故の状況やお客様のニーズに合わせて、最適な専門業者を組み合わせるご提案します。</p> |
| <h4>豊富な支援実績</h4> <p>中小企業から大企業まで、豊富な支援実績があります。高い専門性と豊富な知見と共にご支援します。</p> | <h4>初動対応から恒久対策までワンストップで支援</h4> <p>初動対応から事故の対処・調査のご提案、再発防止の為に恒久対策までご支援します。</p> | <h4>保険金支払いを迅速に支援</h4> <p>損保ジャパンと連携し、保険金の支払いも迅速にご支援します。 ※サイバー保険加入者のみ</p> |

サービスご利用上の注意

- 初動対応（判断やアドバイス）は無償でご利用いただけます。その他、事故の対処に必要なサービス（デジタルフォレンジック、データリカバリー等）のご提案、再発防止の為にコンサルティング等を含む恒久対策は有償となります。
- 事象や対象となる機器・ソフトウェアなど各種条件によって、サポートできない場合があります。
- 当社は、当社の基準に従いお客様へのサービス提供をお断りする場合があります。
- 本サービスは、お客様のサイバーインシデント等の解決、復旧等を保証するものではありません。
- 夜間（17時以降）および休日の受付事案については、対応およびサービス提供が当社翌営業日（平日9時以降）になる場合があります。
- サービス詳細につきましては、利用規約をご参照ください。

サイバー保険

09. 保険金の種類

| 保険金の種類 | 縮小てん補割合 | 自己負担額 | お支払限度額 | |
|---|---------|-------|---------------|----------------------------|
| 第三者への損害賠償に関する補償 ● 損害賠償保険金 ● 争訟費用保険金 | 100% | なし | 1請求／ 保険期間中 | 5,000万円、1億円、3億円 |
| 事故対応にかかる自社の費用 原因調査費用、データ復旧費用 など | 100% | なし | 1事故／ 保険期間中 | 賠償の支払限度額の 100% もしくは 10% |

※事故対応費用は、支払限度額の100%もしくは10%をご選択いただけます。

※総支払限度額は、賠償責任の保険金額であり、費用保険金額はその内枠での支払限度額となります。

※サイバー攻撃緊急初動費用は、下記の縮小てん補割合およびお支払限度額が設定されます。

縮小てん補割合： 90% または 加入者証に記載された縮小てん補割合のいずれか小さい割合

支払限度額： 1事故：1,000万円 / 保険期間中：加入者証に記載された保険金額

10. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。 なお、詳細については保険約款をご確認ください。

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
 - ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
 - ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
 - ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
 - ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
ア 火災、破裂または爆発
イ サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
 - ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。
 - ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
 - ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
 - ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
 - ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
 - ⑪ 戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。）
ア 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
イ アの過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃
ウ 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における重要インフラサービス、安全保障または防衛に重大な影響を及ぼすもの
 - ⑫ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、前払支払手段の不正な操作や不正な資金移動等
 - ⑬ 記名被保険者が金融機関である場合、金融商品等の取引や手続き、システムもしくは現金自動預入支払機を通じて行われる資金または財産の移転等
- ※①から③については、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

など

【事故発生時の各種対応費用部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったこと

など

11. ご確認いただきたいこと

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、保険仲立人または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は全世界となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる経常収益等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください（本保険ではご加入法人様が被保険者である役員様を代表して記名捺印をいただきます）。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）についてこの保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフの対象となりません。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 本保険は保険料確定方式のご契約となりますので、保険料をお客さまの最近の会計年度における総資産等により算出します。保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の経常収益等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- ご契約を解約される場合には、保険仲立人または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。保険仲立人または 損保ジャパンまでお問い合わせください。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

12. ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>
加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、保険仲立人または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ保険仲立人または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく保険仲立人または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、保険仲立人または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

13. 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - (3) 損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|-----------------------------|--|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など |
| ② | 事故日時、事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況説明書、お詫び文書、お詫び広告、訴状 など |
| ③ | 損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる資料 | お詫び文書、お詫び広告等の対応費用の額等がわかる請求書、訴状、判決書(写)、示談書 など |
| ④ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書 など |
| ⑤ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書、判決書(写)、調停証書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など |

(注) 損害賠償請求の内容または損害の額に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
 【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
 【ナビダイヤル】03-4332-5241（全国共通）
 おかけ間違いにご注意ください。
 受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/>)
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）
 ご不明点等がある場合には、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 ※本ご契約のご契約者は公益財団法人公益法人協会となり、被保険者は各ご加入法人さまとなっております。
 ご加入法人さまにおかれましては本パンフレットの記載内容をご確認ください。

【お問い合わせ先】

保険仲立人：MSTリスクコンサルティング株式会社

〒163-1508

東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー8階

TEL.03-3340-3271 担当：守田

受付時間：平日午前9時～午後5時

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 金融法人第二部 営業第一課

〒103-8255

東京都中央区日本橋2-2-10 損保ジャパン日本橋ビル4F

TEL03-3231-3642

受付時間：平日午前9時～午後5時

Chapter3 ご加入手続きについて

ご加入手続きについて

01. 必要書類およびスケジュール

- 「役員賠償責任保険」「サイバー保険」ともに共通です。
- 満期継続のお手続きと同時に、新たな保険種目を追加する場合も含まれます。

| ステップ | 項目 | お手続き | |
|------|---------|------------------------------|---|
| 1 | 仮申込 | 使用する帳票 | 「加入依頼書兼告知書」等（同封） |
| | | 記入内容 | ご希望の保険加入内容をご記載ください。 |
| | | 印鑑 | 不要（仮申込時、加入依頼書兼告知書・別紙告知書ともに押印不要） |
| | | 添付書類 | 役員賠償責任保険：別紙告知書・貸借対照表 サイバー保険：別紙告知書・正味財産増減計算書 別紙告知書はご加入の保険欄にそれぞれご記入ください。 |
| | | 送信方法 | メールに添付してご送付ください。 アドレス：hoken@kohokyo.or.jp |
| | | 送信期日 | 2026年3月31日（火曜日） |
| 2 | 保険料 | ご案内方法 | 保険料請求書 |
| | | 払込期日 | 2026年4月10日（金曜日）着金 |
| 3 | 本申込 | 使用する帳票 | ステップ1で使用した加入依頼書 |
| | | 印鑑 | 代表者印（実印）あるいは役職印にてご捺印ください。 上記の印鑑での押印が困難な場合は、下記の条件をすべて満たすことで社印（角印）での押印も可とします。 ・通常の商取引（請求書や領収証等に使用）において使用している「社印（角印）」であること ・押印した印影で「法人格を含む法人の名称」が判別可能であること なお、加入依頼書兼告知書・別紙告知書ともにご捺印ください。 |
| | | 申込日 | 法人内で保険加入が正式に決定された日をご記載ください。 |
| | | 修正（訂正） | 記載事項を修正する場合は、修正印を押印ください。 |
| | | 添付書類 | 役員賠償責任保険：別紙告知書 サイバー保険：別紙告知書 別紙告知書はご加入の保険欄にそれぞれご記入ください。 |
| | | 送付方法 | 保険料請求書に同封している返信用封筒 |
| 送付時期 | | 2026年4月10日（金曜日） | |
| 保険期間 | | 2026年5月1日午後4時から2027年5月1日午後4時 | |
| 33 | 加入者証の発行 | 2026年6月末頃 | |



公益財団法人 **公益法人協会**

— 民間公益活動推進センター —

The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)

